

平成29年2月7日
道路局 企画課
路政課

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の公布について

高速道路に路線番号を付すことによりわかりやすい道案内の実現を目指す「高速道路ナンバリングの実現に向けた提言」（平成28年10月24日高速道路ナンバリング検討委員会とりまとめ）※、本線への入口の誤認識による逆走等の予防の必要性、スマートICの利便性向上の必要性等を踏まえ、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府令・建設省令第3号）の一部を改正し、本日、公布いたしました。

※「高速道路ナンバリングの実現に向けた提言」（平成28年10月24日高速道路ナンバリング検討委員会とりまとめ）
<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/numbering/index.html>

1. 概要

以下（1）～（5）の改正をいたします。

- （1）「高速道路番号」の標識の新設
- （2）一般道路上の案内標識における高速道路の表示方法の変更
- （3）「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口」の標識を新たに規定
- （4）スマートIC関係の標識を新たに規定
- （5）高速道路上の案内標識における行き先地名表示の特例

※詳しくは別紙をご覧ください。

2. スケジュール

公布日：平成29年2月 7日（火）

施行日：平成29年2月14日（火）

3. パブリックコメントの結果

本省令に係るパブリックコメントの結果、合計17件の意見が寄せられました。

（パブリックコメントの結果については、公布にあわせて、「電子政府の総合窓口e-Gov」上に公表される予定です。）

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省道路局企画課 課長補佐 平岩 洋三（内線37-562）

路政課 企画専門官 濱崎 真也（内線37-332）

代表番号：03-5253-8111 FAX：03-5253-1618

直通番号：03-5253-8485（企画課） 03-5253-8480（路政課）

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の概要

(1) 「高速道路番号」の標識の新設

高速道路の路線番号を案内する標識を新設します。



「高速道路番号」(118-3)

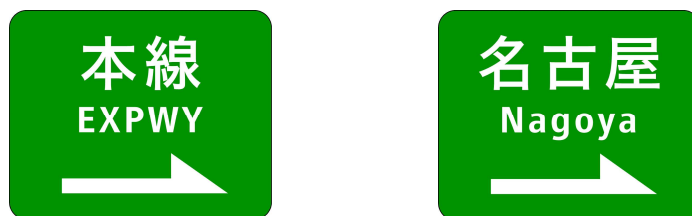
(2) 一般道路上の案内標識における高速道路の表示方法の変更

一般道路上の「方面及び方向」等の案内標識において、下図のとおり高速道路番号を表示できることとします。



(3) 「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口」の標識を新たに規定

サービス・エリア又は駐車場から本線へ進入する際の入口の誤認識による逆走等の予防のため、英語表記の適正化を含め、本線への入口を示す標識を新たに規定します。



「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口」(117-2)

(4) スマートIC関係の標識を新たに規定

スマートICの利便性向上や非ETC車の誤進入による逆走等の予防のため、英語表記の適正化も含め、「入口の方向」、「方面及び出口の予告」等の案内標識において、当該出入口が「ETC専用」である旨等を表示できることとします。



(5) 高速道路上の案内標識における行き先地名表示の特例

出口ICの間違いによる逆走等の予防のため、高速道路上の「方面及び出口の予告」等の案内標識において、必要に応じて、出口と方面を分離して下図のとおり表示できることとします。

